

認可外保育施設指導監督

みんなは どうしてる？

▶▶▶ こんな悩みに役立ちます



改善勧告のタイミングに悩む…



立入調査、効率的に回りたい、
でも質は落とせない！



業務が多忙… 巡回支援指導員の
活用も考えられる？

はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する、認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成した事例集となっております。

- 事例集は、全国の地方自治体の中で、認可外保育施設への指導監督に対する方針や実績等において参考となる事例について、実際のインタビュー内容を基に整理を行ったものです。
- 特に、「立入調査の実施について」「巡回支援指導事業について」に着目をして記載をしております。

目次

I.認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫 P3

- ① 都道府県内・市町村内での業務量の平準化
- ②巡回支援指導員の活用
- ③立入調査実施施設の優先順位付け
- ④情報収集手段の工夫
- ⑤職員によるバラツキの軽減
- ⑥立入調査実施におけるその他工夫

2.新型コロナウイルス影響下における工夫 P9

- ・書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施
- ・書面調査における工夫①:写真での施設確認
- ・書面調査における工夫②:業務の役割分担の見直し
- ・保育施設以外の場所での指導
- ・メールを利用した迅速な通知

II.巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況 p12

2.巡回支援指導員配置の効果 p14

- ①改善・指摘事項の大幅改善
- ②保育施設との信頼関係の構築
- ③自治体職員の業務負担軽減
- ④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント p22

- ・毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める
- ・保育施設に寄り添った具体的な指導・助言
- ・巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施
- ・巡回支援指導後のアンケート実施
- ・保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

①都道府県内・市町村内での業務量の平準化 ～県と市町村/市と区の連携(権限移譲)による体制確保～

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している都道府県や市の主な担当部署だけでは、認可外保育施設への指導・監督の十分な体制を確保できない場合がある。同じ都道府県内の他の部署と連携をしたり、都道府県内の市町村や市内の区に権限移譲したりすることによって、体制を確保している事例がある。

ポイント

- 単に業務を任せたり、権限移譲したりするだけでなく、やり方を丁寧に説明したり、保育の専門知識がある職員が立入調査に同行し、指導監督の質についてしっかりサポート



茨城県

市町村への権限移譲

茨城県では基本的には1名の一般職員と3名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県職員だけで全施設への立入調査を実施するにはリソースの限界があるため、**積極的に市町村に権限移譲をし、**県内で立入調査の業務を平準化することで、毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

その際、立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村から、県職員に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査の助言を行っている。これにより、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができる。



横浜市

区役所との連携

横浜市内の18か所の区役所と連携することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、市内全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に3名体制で実施している。**保育に関する調査事項は公立保育所園長OBであり、現場知識や経験を有する市の職員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担**とすることで、保育に関する調査事項であっても知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。



千葉県

県の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には**県内5か所にある健康福祉センター監査指導課が保育施設とやりとりをし、立入調査を実施**している。

文書指導などを繰り返し、**改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断**をしている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

②巡回支援指導員の活用

～一般職員との役割分担で、より専門的な指導・助言を可能に～

保育の専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が立入調査に同行し、保育に関する調査事項について担当することによって、より専門的な観点から指導・監督し、具体的な助言をできるようにしている事例がある。立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。

ポイント

- 保育に関する立入調査事項は保育の専門的な知識・経験を有する巡回支援指導員が担当
- 立入調査後も巡回支援指導員が巡回指導をする中でフォロー
- 分担することによって一般職員の負荷を軽減しながら、保育施設に対してはより専門的な視点の助言や指導を可能に

横浜市

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。また、権限移譲した市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。

さいたま市

立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が共同で継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

また、改善報告書で改善が見られる場合、**巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

③立入調査実施施設の優先順位付け

全施設に対して毎年1回立入調査を実施することが望ましいが、体制面上どうしても全件調査が難しい実態がある場合に、優先順位の考え方を実施要領で定め、優先順位に従って立入調査を実施している事例がある。

ポイント

- 立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている
- 優良施設に対しては2年に1回の立入調査としつつ、書面による調査は毎年全施設に対して実施。立入調査は優先順位が高い施設から実施



千葉県

実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、**立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている**。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年1回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の立入調査の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、**2年に1回の頻度で、立入調査を実施**することとしている。

優先的に実施する施設

- 新規に設立された施設
- 前年度までに指導を行った施設
- 利用者や職員から苦情が出ている施設

書面による調査

全施設に対して書面による調査を実施し、実施方法は県の実施要領で定め、**調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直し**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

④情報収集手段の工夫 ～書面や写真でのコミュニケーションの活用～

自治体側の人員リソースに限りがある中で、書面や写真などを活用することによって、保育施設の状況をより把握できるようにしている事例がある。

ポイント

- 立入調査の前に調書を提出してもらい、施設の状況をあらかじめ確認
- 立入調査での指摘事項の改善状況は、書面の回答に加え写真などにより確認



千葉県

立入調査の事前調書確認

全施設に対して書面による調査を実施。実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直している。

立入調査にあたっては、保育施設から事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。**調書は各施設が県のHPからダウンロードができる**ようにしている。



佐賀県

立入調査後の書面による改善状況の確認

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で改善状況の回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、**併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらう**ことで確認している。さらに情報が不足している場合は、**電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行う**など、改善状況を丁寧に確認している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑤職員によるバラツキの軽減 ～立入調査を実施する職員のレベルアップ～

管掌内で全施設に対して同じような基準で指導・監督ができるように、立入調査を実施する職員の教育を行っている事例がある。

具体的な取組例

- 年度当初の立入調査に係る新任説明会
 - ・ 過去改善勧告等措置を発出した事例紹介
 - ・ 市町村での指摘事項/好事例などの共有
- マニュアル作成・配布
 - ・ 職員用の立入調査のやり方に関する内容
 - ・ 巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等の知っておくべき事項
- 経験者と新任者が一緒に立入調査に行く実地研修



横浜市

区役所への説明会

横浜市の事務分担では、改善勧告、公表は区業務、業務停止命令以降の重い処分は市の本庁業務となっている。過去に改善勧告を発出した経験がない区が多く、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、横浜市は、年1回運営指導の説明会を実施し、過去事例の共有などを通じて、区職員の知識習得につなげている。



茨城県

権限移譲した市町村への助言・サポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑥立入調査実施におけるその他工夫

その他、各自治体が立入調査に関して実施している工夫を下記で紹介する

▶▶▶ 新規に設立された施設への新規施設確認

- ◆ 新規に設立された施設には、開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている。
- ◆ 新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないように予防する効果や、立入調査で指導項目が多くならないようにする効果がある。

さいたま市

▶▶▶ 立入調査カードの活用

- ◆ 立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。
- ◆ 立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有が行える。

佐賀県

▶▶▶ 居宅訪問型施設の書面調査の電子申請化

- ◆ 居宅訪問型施設の書面調査の際に、居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにしたことで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。
- ◆ もともと市が持っている電子申請システムを活用することで、新たにシステム開発のコストをかけず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

横浜市

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

新型コロナウイルス影響下においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されたり、指導・監督対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たりなど、例年とはかなり状況が異なる中で、各自治体が実施した工夫を下記で紹介する。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）」（参考資料）において、下記のように発出している。

「新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、**前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり**、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。」

参考資料：「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）

子少発 0806 第1号
令和3年8月6日

各 都道府県 児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（ 公 印 省 略 ）

認可外保育施設に対する指導監督の徹底について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施いただいております。同通知では、

- ・ 届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること、
- ・ ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと、
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業については、立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこと

と定めています。

保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されるためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要です。

今般、「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」により令和2年3月31日現在の立入調査の状況を把握したところ、いくつかの自治体においては、立入調査の実施率が低い又は実施していない自治体が見受けられました。（別添1参照）

立入調査の実施率が低い自治体をはじめ、各自治体におかれましては、認可外保育施設における保育の質の確保・向上のため、貴管内の市区町村との連携や厚生労働省が実施する巡回支援指導員事業（別添2参照）を積極的に活用いただくなど、立入調査による指導監督の徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。

（参考）

○「令和元年度認可外保育施設現況取りまとめ」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000159036_00006.html

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

- ◆ 原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針としている自治体でも、新型コロナウイルス影響下では、全施設に対して立入調査を実施することが難しいため、代わりに書面による調査を実施した。
- ◆ また、書面調査を基本としつつも、自治体内で優先的に立入調査を実施する保育施設を定め、特に指導・監督が必要な保育施設に重点を置いて立入調査を実施した。

優先順位の考え方例

～各自治体が優先的に立入調査を実施した施設～

佐賀県

- 新規に設立された施設
- 巡回支援指導を実施していない施設 等

横浜市

- ベビーホテル（年1回の立入が必須とされているため）
- 前年度文書指導を実施した施設（改善を確認した施設も含む）
- 新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- その他区で立入が必要と判断した施設
（保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があるかと判断した施設など）等

さいたま市

- 新規に設立された施設
- 昨年度文書指導を行った施設
- 昨年度立入調査未実施の施設
- 昨年度口頭指導を行った施設 等

茨城県

- ベビーホテル
- 新規に設立された施設
- 過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設 等

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査における工夫①：写真での施設確認

- ◆ 現地での立入調査が実施できない場合に書面による調査を実施しているが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。
- ◆ 特に新規に設立された施設に関しては、十分な設備を保有しているかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認している。

千葉県

▶▶▶ 書面調査における工夫②：業務の役割分担の見直し

- ◆ 横浜市では、認可外保育施設の指導監督を区と連携して実施しており、書面調査については、本来区が担当する業務である。しかし、新型コロナウイルスの陽性者が発生した保育施設の対応など、区の業務のひっ迫に伴い、市が業務を引き取って書面調査を行い、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。
- ◆ 実地の立入調査ができなくなった分、立入調査を担当していた市の職員を書面調査のリソースに充てることで業務を回すことができた。
- ◆ 通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力したのちに区が確認をするようにした。
- ◆ 書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

横浜市

▶▶▶ 保育施設以外の場所での指導

- ◆ 巡回支援指導は基本的に、全施設において対面で実施している。
- ◆ しかし、新型コロナウイルス影響下において、病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている。

佐賀県

▶▶▶ メールを利用した迅速な通知

- ◆ 認可外保育施設への周知は、従来横浜市から直接ではなく、区を経由して行っていたが、新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えたことを受けて令和4年2月より、横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更した。
- ◆ その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、区の業務負担軽減につながった。

横浜市

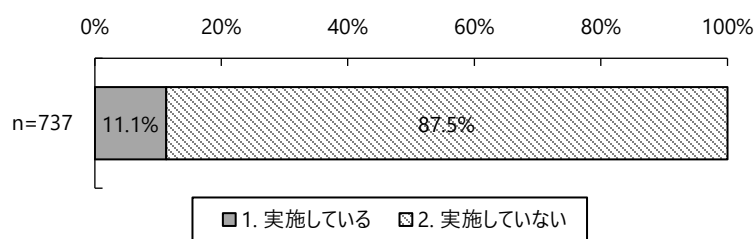
巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

ヒアリングの他に、全国の47都道府県及び1,741市区町村を対象としてアンケートを実施し、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況を把握した。全国で巡回支援指導事業がどのように実施されているか、概況を紹介する。

■ アンケートに回答があった737自治体のうち、11.1%が巡回支援指導事業を実施

図表1 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無（n=737）



■ 巡回支援指導員を実施している自治体では、平均3.2人の巡回支援指導員を配置

図表2 雇用形態別・巡回支援指導員数（単位：人）（n=80）

	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

参考：ヒアリング対象自治体の巡回支援指導員（人数/採用形態/資格等）

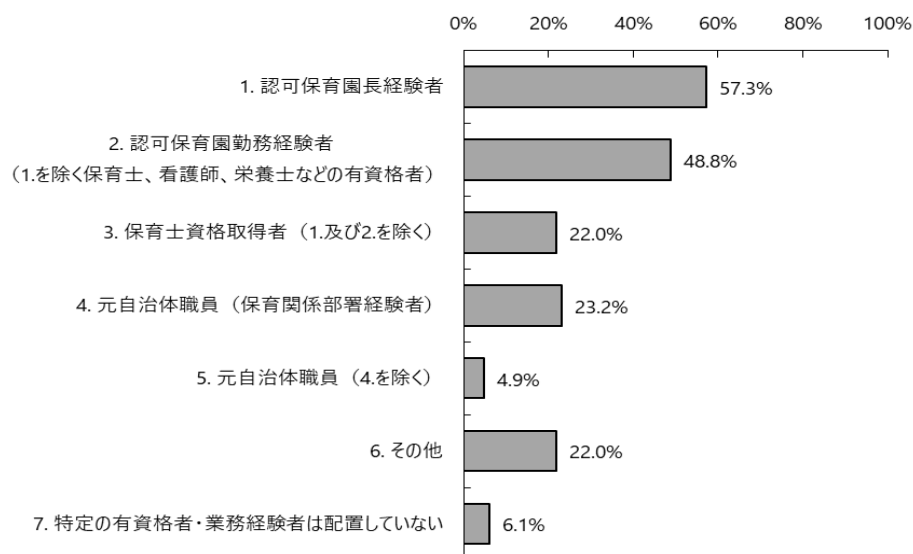
自治体名	人数	採用形態	資格等
千葉県	13名	外部委託	保育士資格取得者や福祉系（保育）大学等の教員など専門的知識及び技術を有する者
茨城県	3名	会計年度任用職員	認可保育園勤務経験者
佐賀県	1名	会計年度任用職員	元自治体職員であり、過去に保育所等への指導監督業務に5年間程度従事した経験あり
横浜市	12名	再任用職員・ 会計年度任用職員	保育士資格取得者、元公立保育所園長経験者、元公立保育所ネットワーク専任保育士
さいたま市	3名	再任用職員	認可保育園長経験者

巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

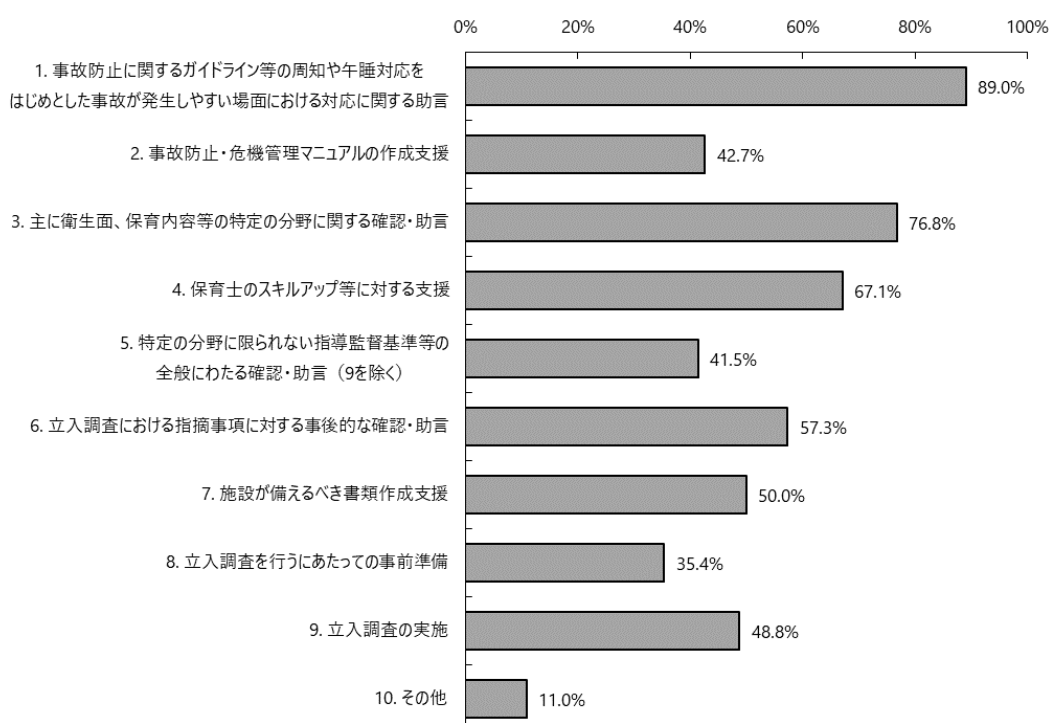
- 巡回支援指導員は「認可保育園長経験者」や「認可保育園勤務経験者」、「保育士資格取得者」など、保育に関する知識や業務経験が豊富な方が多い

図表3 巡回支援指導員の有する資格・業務経験（複数回答）



- 巡回支援指導員の実施している主な業務は、「1.事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」、「3.主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」である。
- さらに巡回支援指導を実施している約半数の自治体で「9.立入調査の実施」も担当

図表4 巡回支援指導員の実施業務（複数回答）



巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

立入調査に一般職員と保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行し、さらに巡回支援指導員が別途巡回支援指導を行うことで、より専門的な視点から保育施設に指導・助言を行っている事例がある。

ポイント

- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善



佐賀県

一年間で2巡、3巡にわたる巡回支援指導を実施

佐賀県では、年度当初にまず、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとに指導項目を定めた上で、巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。**指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して1年間をかけて改善を促している。**

立入調査の前に全施設に巡回支援指導を行い、**問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時までには改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくること**ができている。

年間のスケジュールイメージ

- 6月～8月の3ヶ月かけて巡回支援指導を一巡
(凡そ一日当たり2～4施設を周り、管内の全施設を訪問)
- その後は必要に応じて、10月～11月に2回目、12月～1月に3回目の巡回支援指導を行う
- 2月以降に立入調査を実施



効果

立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少

図表 佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移

立入調査 実施年度 (年度末実施)	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合 計			
	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

(佐賀県こども未来課ご作成：令和4年2月時点)

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

ポイント

- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善
- 巡回支援指導員が立入調査とは別に抜き打ちの午睡調査を実施することで、事故防止に貢献
- 巡回支援指導員が一般職員に対して、保育に関する事項の見方について専門的な観点でアドバイス



さいたま市

抜き打ちの午睡調査による事故防止や施設の状況確認

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施できている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

横浜市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施している。

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築

～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～

保育施設の中には、自治体からの立入調査や監査に警戒感を示す施設があるが、巡回支援指導という施設に寄り添った“支援”によって、自治体からの指導や助言が保育施設側に受け入れてもらいやすくなっている事例がある。

ポイント

- 監査である立入調査と支援である巡回支援指導を切り離すことで、保育施設が安心して相談でき、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなる
- 認可保育園長経験者など保育の専門家である巡回支援指導員を配置することで、保育施設側の悩みに具体的な助言が可能になり、自治体が保育施設から頼ってもらえる存在に
- 毎年巡回支援指導を行うことで、巡回支援指導員と保育施設の間に信頼関係が生まれる



千葉
県

監査とは切り離れた"支援"の位置づけにより保育施設側の抵抗感を軽減

巡回支援指導については、保育施設の監査業務とは一切切り離し、あくまでも保育施設に寄り添った"支援"と位置付けている。かつては、巡回支援指導を実施したい旨を保育施設に連絡すると、監査ではないかと警戒され断られることもあったが、監査とは切り離された"支援"であると丁寧に説明することで、施設側に受け入れてもらいやすくなり、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなるというメリットがある。巡回支援指導員は、主に安全面の指導・アドバイスを実施している。

また、認可外保育施設は他施設との連携や繋がりが少ない施設も多く、巡回支援指導は各保育施設が困っていることを相談できる場にもなっており、好評である。

具体的には、保育施設から「巡回支援指導員に施設の不安を聞いてもらってよかった」、「重大事故が発生しやすい場面、事故防止に対しての指導が参考になった」、「改善方法について具体的に事例をあげて教えていただいた」などという声をもらっている。



さい
たま市

認可保育園長経験者の巡回支援指導員を配置

認可保育園長経験者から巡回支援指導員を選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補い、保育施設に対して適切な判断・指導・助言ができるようになる。

また保育施設側にも巡回支援指導員が認可保育園長経験者であると伝えることで、保育施設からの信頼を得やすくなり、指導や助言を施設側に受け入れてもらいやすくなる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築

～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～



横浜市

巡回支援指導員は巡回訪問と立入調査をそれぞれ実施

巡回訪問と立入調査を別日にし、それぞれ位置づけをはっきりさせていることが特徴である。
呼び方も「巡回支援指導」ではなく、「指導」という言葉を使わない「巡回訪問」とすることによって、保育施設に寄り添い、気軽な相談の場として保育施設の改善に役立っており、一つの保育施設に対して、立入調査と巡回訪問という異なるアプローチで改善を促すことができる。

横浜市では、巡回支援指導員を「保育相談員」として12名配置しており、「巡回訪問担当」と、前の項目にも示している「立入調査担当」に分かれている。

巡回訪問の対象施設は、主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等であり、立入調査の対象施設は、認可外保育施設等である。

主な業務は以下の表のとおりである。

図表 横浜市の巡回支援指導員の主な業務

	巡回訪問	立入調査
事業開始時期	平成30年4月	平成15年4月
対象施設	特定教育・保育施設、 認可外保育施設等	認可外の保育施設
対象施設数 (令和3年4月現在)	1,426	396
訪問頻度	複数年かけて実施	年1回実施
主な業務内容	重大事故防止と保育の質の向上に関する項目についてのヒアリングや助言、施設見学	区が実施している立入調査への同行、保育に関する調査項目の確認、立入調査での指摘事項の改善の有無確認
その他	-	家庭的保育事業へ年2回の訪問
	公立保育所の民間移管園への訪問 親と子のつどいの広場への訪問	

(横浜市ご作成)

佐賀県

毎年の巡回支援指導により、信頼関係を構築

巡回支援指導員は、過去に認可外保育施設の指導監査等に従事していた経験を有しており、各施設との信頼関係が構築できている。そのため、年数を重ねるにつれて、指導を受ける施設とのコミュニケーションが円滑に進むようになっていく。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減

～一般職員の業務の一部を支援～

巡回支援指導員を配置することによって、専門的な指導や助言を可能にするだけでなく、一般職員の業務負担を軽減できている事例がある。

下記にて、「(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例」と書類の確認や事務作業等を含む「(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負担軽減例」について紹介する。

(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例

巡回支援指導員に下記を任せることで、一般職員の業務負担を軽減することができる

- 立入調査における保育に関する項目の確認・指導・助言
- 権限移譲先の市町村職員への立入調査のやり方の教育
- 抜き打ちの午睡調査、無償化にむけた書類確認など巡回支援指導、巡回訪問

横浜
市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている



茨城
県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施している

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～



さいたま市

一般職員と巡回支援指導員がペアになって立入調査を実施

立入調査に関しては、一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成している。保育に関する項目は巡回支援指導員に任せ、一般職員はその他の項目を確認する分担であるため、一人当たりの調査項目を半分程度にできている。

また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員と一緒に継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

抜き打ちで午睡調査を実施

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施することができている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

佐賀県

指導監督基準にはない運営面でのサポート

令和元年度には全施設を訪問し、保育無償化への対応状況を確認した。その時点でほとんどの施設が問題なく対応していたが、その後も新規に設立された施設などに対しては、巡回支援指導や立入調査時に口頭で書類整備等について困っていることはないか確認している。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～

(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負荷軽減例

下記の事務作業なども巡回支援指導員に依頼することで、一般職員の業務負荷が軽減できる

- 立入調査や巡回支援指導の日程調整
- 運営状況報告書の内容確認・とりまとめ
- 巡回支援や立入調査後の改善状況のとりまとめ
- 保育施設に提示する様式や情報発信資料の作成
- 各種マニュアルの作成
- 無償化や補助金申請の書類の確認
- 保育内容に関する問い合わせや相談への回答対応

さいたま市

立入調査がない時期も、巡回支援指導員には、認可外保育施設に関わる事務作業（立入調査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等）も依頼しており、一般職員の作業負担が大きく軽減されている。

また、市に寄せられる保育内容に関する問い合わせや相談に関しても巡回支援指導員から回答することで、一般職員の業務負荷を軽減するとともに、専門的な知識や経験に基づく助言・回答ができています。

茨城県

巡回支援指導員にはPC（WordやExcel）スキルがあるため、立入調査だけでなく、届出の受付や運営状況報告書のとりまとめ、相談の電話への対応などに加えて、調査結果の集計などを含めた認可外保育に関する業務全般を対応してもらうことができおり、必須条件ではないが、PC（WordやExcel）スキルがある方を選任することで一般職員の業務負荷を軽減がすることができる。

佐賀県

巡回支援指導員が業務と並行して、巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等のマニュアルを整備することで、巡回支援指導員が入れ替わっても業務が円滑に実施できるように準備をしている。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

▶▶▶ 専門家によるより詳細な保育施設の状況把握

- ◆ 巡回支援指導員は立入調査を実施する一般職員と異なり、保育士資格を有する者や福祉系大学の教員等、保育に関して専門的な知見を有する者が担っている。
- ◆ そのため、立入調査では把握しきれないような些細な保育施設の変化なども気づくことができ、その報告を受けることでより詳細に県が保育施設の状況を把握できる。

千葉県

▶▶▶ 認可外保育施設の指導監督以外の活用

- ◆ 巡回支援指導員は保育の知識や経験を有するため、認可外保育施設以外の業務にも携わってもらい、貴重な専門人材の活用を限定しないようにしている。
- ◆ 具体的には、民間移管する公立保育所の移管先である法人のフォローに訪問してもらったり、他の課が実施している「親と子のつどいの広場」など、親や子どものための行政施策に関して、専門家として関わってもらったりしている。

横浜市

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

▶▶▶ 毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

- ◆ 県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、**新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている。**

佐賀県

▶▶▶ 保育施設に寄り添った具体的な指導・助言 －様式集作成－

- ◆ 施設への指導に当たっては、施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言等を行っている。
- ◆ 立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、巡回支援指導で複数回訪問中する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された。
- ◆ 特に書類関係の不備がある施設に対しては、書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示して参考にしてもらっている。
- ◆ 具体的には、健康診断の診断書が包括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、保育施設が新たに自分達で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるようにしている。

佐賀県

▶▶▶ 巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

- ◆ 県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。このため、巡回支援指導事業を外部事業者へ委託することによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。

優先的に巡回支援指導の対象とする施設（千葉県）

- ベビーホテル（全施設に実施）
- 新規に設立された施設
- 前年度までに立入調査で指導を行った施設
- 巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設

千葉県

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

巡回支援指導後のアンケート実施

- 巡回支援指導実施後には保育施設にアンケートを実施し、巡回支援指導がどう役立っているかなどを確認することで、巡回支援指導事業の改善やアンケートに回答した保育施設のその後の指導に役立てることができる。

千葉県

保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

<巡回訪問つうしん>（参考資料1）

- 新型コロナウイルスの影響により、年度途中で巡回訪問が休止となったが、訪問休止の期間は、訪問に代わる事故防止の啓発として、「巡回訪問つうしん」等を発行した。訪問再開後も2か月に1回程度のペースで不定期に継続して発行している。
- 「巡回訪問つうしん」は各保育・教育施設に郵送し、横浜市のHP上にも掲載している。誰にでもわかりやすいよう、視覚的に情報を伝えることで、施設側からもわかりやすいと言ってもらえたり、園内研修の材料にもしてもらえたりしている。

<より良い保育のためのチェックリスト>（参考資料2）

- 保育者が自身の保育を見直す手立てとして「より良い保育のためのチェックリスト」などを立入調査や巡回訪問等で配布している。
- この人権擁護のためのチェックシートは、もともとは全国保育士会が作成しているが、それに保育の中で起こり得る事例を盛り込み、園内研修やセルフチェックに役立てられるよう、レイアウト等も工夫してわかりやすい内容となっている。

<事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために> (参考資料3)

- 保育・教育施設での事故防止や事故対応について職員間での共有を図り、安心・安全な環境を整えるツールとして、食事、睡眠、水遊び、散歩、災害対策などのポイントをまとめた資料「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」を配布したり、全施設に対して「事故防止と事故対応」の冊子を送付したりしている。

横浜市

巡回支援指導事業について

参考資料1：「巡回訪問つうしん 楽しい散歩のために編」（横浜市作成）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/hoiku.html>に掲載)



子どもの命を守る

楽しい散歩のために！

巡回訪問つうしん2号

令和2年7月発行

散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に触れる活動です。
安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

役割分担、情報共有、連携をしましょう！

【散歩など園外保育での留意点】

- 常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行う
- 移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- 保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもって配置する
- 職員間の役割分担、遊び方の共有
- 無理のない実施計画（時間・時期・場所・下見等）を立てて共有
- 保育者が運転者に向けて注意喚起をする（旗や専用のピブスなど）



【ピブス参考例】

事前に共通認識・情報共有を！

- 散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- 応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- ベビーカー、散歩バギーなどの安全点検（タイヤ、ブレーキ、ベルトなど）



当日の確認事項

- 人数と目的地、ルートを記録
- 公園の安全点検（遊具点検、遊具回りのごみ吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になった遊具等）
- 人数確認（散歩前、散歩中、散歩後）を適宜行う
- 健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹸で入念な手洗い



散歩における子どもの動きの特性

- 1.進級時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながる可能性がある
 - 2.死角になることや興味関心のあるところに行くことがあり飛び出し、行方不明につながる可能性がある
 - 3.無防備に動物や不審者に近づいていくことがある
 - 4.急に走ったり、靴が脱げたり、転ぶことがある
 - 5.先のものがたつ物、棒切れを拾ったり、虫、木の実、小石等を持ち帰ることがある
- 以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう



リスクを想定した訓練の実施をしましょう

散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をしておきましょう

園を離れているので、困難な出来事の際は応援を必ず呼びましょう

- 1 交通事故・地震（津波・川）
- 2 置き去り、行方不明
- 3 けがでの救急対応・不審者対応



役割分担（対応、連絡、子どもの安全確保など）を決めて、実際に動いてみるのが大切です。園全体で取り組みましょう

保護者と共有しておくこと

- ・公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- ・交通安全など、日ごろより保護者に意識してもらう
- ・保育参加などで散歩での子どもの姿を知ってもらう



すぐに使えるセットを持っていきましょう（参考）

応急セット、連絡手段（携帯電話・無線機）、ビニール袋、タオル（体を包む、拭く、覆かせる等）飲み水、缶（異常を知らせる）、着替え（散セット）、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、レジャーシート、保冷剤、おむつ紐、その他園毎の状況に応じて必要なものを用意しましょう



こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564



子どもの命を守る

楽しい散歩のために！ その2

巡回訪問つうしん3号

令和2年7月発行

散歩は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や近隣の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために！ その2』では、その一例を紹介します。

～ある保育園の事例から～

事前準備と出発前

- ◆散歩マップを作成しています…公園情報を職員間で共有（トイレ・水道の有無）、AED 設置施設、危険箇所を記載。工事などの箇所はその都度伝えています。
- ◆子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します
…子どもの状態にも留意（行事前、異年齢、登園時の様子など）
- ◆役割分担を確認（リーダー、全体を把握する係、保育士の立ち位置等）、職員体制が厳しい時は迷わず中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。
- ◆散歩ノートに記載すると共に、園に残っている職員に声を掛けています。

目的地

- ◆安全点検は…到着後すぐに行います。
（特に飲みかけのペットボトル・煙草の吸い殻・ガラス片・砂場等特に注意）
- ◆人数確認は…必ずダブルチェックを行い、数だけではなく一人ずつ遊んでいる様子も含めて確認しています。
- ◆水道のない公園に行く時は、怪我その他に備えて水を持参します。（洗浄用等）



- ☆出発前、子どもの集合写真を撮影しています
（万が一の時に子どもの服装が確認できます）
- ☆集合場所がわかるように、目印となるもの（旗）を持参しています。
- ☆他園と一緒に遊んだ時は、帽子を違う色に変えたり、遊び場所を変えています、また声を掛け合い交流したり、不審者や危険な場所の情報も伝えます。



歩いている時

◆職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。

- 交差点、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止。
自転車とすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。
- ・横断歩道によって青信号の時間が違うので、短い場所は2列に立て渡っています。
- ・歩道を歩いている時も障害物はいる！ 植え込みの枝、電柱、側溝にも気を配っています。
- ・道路工事等で散歩ルートが途中で変える時は、園へ電話を入れています。



帰園時

～地域の人と親しくなりましょう～

散歩の行き帰りで子どもの怪我や突発事故、地震などの自然災害等で保育園へすぐに戻れないことがあるかもしれません。
そんな時は保育園に連絡を入れると共に、近隣のお店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力や援助を仰ずるよう、日ごろから地域の中で協力し合うなど顔の見える関係づくりをしっかりと安心です。

帰園時

「さあ帰りましょう！」 『これ もってかえる！』
『おみやげに する！』

子どもたちが公園で見つけた石、木の実、花など帰る時にしっかり握りしめている事ありませんか？ 手はつなげないし、転んだら手を付けません。帰園後ズボンのポケットにダンゴムシがいっぱい！ なんてことも！ そんな時、先生たちはどうしていますか？

- 虫などは一緒に写真に撮っています。「あとでうちの人に見せようね」と伝えています。（写真ブログのある園）
 - お散歩バックを作っています「みんな自分で持たないでそれぞれ小さい手付きのバックです」
 - 「また今度会いに来ようね」ってお話しして、こどもたちに虫を逃がしてもらいます。
- 帰りは遊び疲れて子どもの集中力も落ちてしまいがち。おなかもすくし…帰りの出発時には出かけるときに以上に配慮が必要ですね。人数確認はもとより、子どもの様子をしっかりと確認しましょう。怪我はないですか？ 忘れものはないですか？ 無事に園についたら小さな怪我也報告を忘れずに！

「うちの園は散歩ノートにヒヤリハットがあったら記入しています！ すぐに情報共有できてとても便利です！」



こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564



巡回支援指導事業について

参考資料3：「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」 (横浜市作成)

(「事故防止と事故対応」の冊子は<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>に掲載)

令和3年度 巡回指導資料

事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境 を整えるために ～ 職員用 ～

この資料は、安全安心な保育環境を整えるための事故防止・事故対応のポイントです。
職員間で話し合い、共有することによって立てていただきたく作成しました。会議、園内研修等でご活用ください。

保育所 保育指針 (第3章より抜粋)

1 食事のポイント

食事の事故には主に「誤嚥」と「アレルギー誤食」が挙げられます。それぞれの場面に合わせて事故防止のポイントを職員の間で確認していきましょう。

(1) 誤嚥防止

子どもの年齢、月齢によらず器用さや食べる食材が変化することもあります。当日の体調なども子どもの情報を共有していきましょう。

ア 食料盛り、調理方法、及び提供時の留意点

調理員、保育士間の連携
大きさ、形状、食感が噛み合っている

イ 食事の補助の留意点

ゆったりとした器用さの中で落ち着いて食べることができる環境
子どもの意欲に基づいたタイミングの配慮
器用に合った一口の量に調整
飲みを適切な量に調整
食べ物を飲み込んだことの確認
器に合ったテーブルと椅子の高さ
熱くなっている食事は無理に食べさせずに個別に配慮
冷たい、熱いなどの注意をしっかりと伝えるように注意

(2) アレルギーの誤食防止

給食が提供されるまでには多数の人が関わります。それぞれの段階でミスが起こる可能性があります。どこかで気づくには、どうすればよいと考えましょう。

ア 園、保護者、医師とで、誤食の正しい理解と連携

食物アレルギーの対応は、医師の指示に基づいて行い、その内容を全職員で共有（アレルギー検査と対応マニュアル等）
保護者との相互理解による誤食防止の徹底

2 睡眠のポイント

教育・保育施設において、睡眠中の死亡事故が毎年起こっています。常に子どもの体調を把握し変化にすぐに対応できるようにしましょう。

(1) 睡眠中、寝に子どもの状態の把握

体調等、いつもと違う様子はないか確認
寝る中には寝ていないか確認
プレスチェックの健康な実施（0歳児 5分 1歳児 10分）
常に体位に留意（医師の指示以外はおむつ替えが基本）
顔色、呼吸の様子に注意（驚愕/息を止める時にゼイゼイ音がする、鼻づまり）
熱感に留意（体に触れて体温を感じる・発汗等）

(2) 安全な睡眠環境の配慮

室温、湿度、換気に留意
室内の照明は明る過ぎない程度に調整
布団に「ぬいぐるみ」「おもちゃ」「タオル、コード等のひも状の物」などないか確認

3 水遊び、プール遊びのポイント

水遊び時の事故は死亡事故に発展します。事故防止のチェックポイントを職員の間で確認していきましょう。また、事前に事前点検の状況、状況に応じて事故防止の対策も大切です。

(1) 安全な状態での水遊び、プール遊び

児童の健康状態の把握
監視体制が整わない場合は中止
監視者は必ず専任の担当を配置し役割分担を明確化
時間的余裕を持ったプール遊びの実施
事故についての知識を共有
事前点検の記録を記録

4 散歩のポイント

書きの事故の要因はヒューマンエラーによるものが多く、防ぐ方法を職員同士で共有していきましょう。

(1) 行方不明、置き忘れ防止

常に子どもの人数と場所を把握し、適宜人数確認を徹底して実施
移動中も全員を把握できるように役割分担
散歩先の状況確認、安全点検の実施
職員間で公園内の遊び方、役割分担を共有

(2) 交通事故、怪我、災害時の対応

事故対応時のフロー図の確認
散歩中の避難場所の確認
園との連絡方法を確認

5 誤食防止のポイント

大きさや食材の種類、調理方法など子どもの成長・発達に合わせて整えることは誤食防止の大切な点です。職員同士で態度を上げて適切な環境を整えていきましょう。

(1) 玩具類

発達に合った玩具の選択
異年齢が一緒に遊ぶ時は、玩具や遊具が安全な遊具での工夫や点検
マグネット、シール、ビーズテープ等顔面への貼り付け
顔面や体の裏面に貼り付けられないように注意

(2) 薬品類

薬品、洗剤、肥料の管理を徹底
子どもの手の届く場所に置かない

6 保護衛生管理のポイント

集団生活では、衛生管理が大切です。園内やクラス内で環境を整え、感染防止を徹底していきましょう。

(1) 感染症予防の取組

咳、下痢等の適切な処置を職員間で確認、対応訓練の実施
おむつ交換は手洗い実施

7 事故防止予防のポイント

職員間の共有は重要ですが、事故に防止するためにマニュアルの確認や改善をするなど、環境を高めるように、定期的に事故防止の取組を強化していきましょう。

(1) 事故予防、対応マニュアルを職員間で共有

(2) 事故発生時の初動の連絡体制の確認

(3) 命とりハットや事故事例について職員間で共有、改善（※事故の手続きを覚えること）

(4) 緊急、心臓蘇生に関する研修の受講

8 災害対策のポイント

災害時の職員間の動き、役割分担を定期的に確認し、的確な対応や実践が行えるように日頃から備えておきましょう。

(1) 災害対策

非常災害時に必要な設備、備品を職員間で確認
役割分担、役割対応（アレルギー児等）の共有、避難や防災訓練の実施

9 その他の安全管理のポイント

常に危険に対する態度を高めることが大切です。危険な箇所はないか職員全員で意見を出し合い確認していきましょう。

(1) 施設内に危険箇所、危険につながる恐れがある箇所がないか確認

死角の有無
転倒の危険性のある遊具
落下する危険性のある機具
室内の玩具類の取扱い状況（踏み、吊り、おどろき、ブロック等遊具）
壁面の状況・・・コンセント、釘等突起物等
床、扉の状況・・・カーペットなど敷物（滑る、ぬぐれ）、床の段差、扉の開閉（ドアの隙間）
家具の配置・配列の仕方を全職員で共有
万が一からの不審者の侵入や、園児の飛び出し防止の対策

認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる？
令和4（2022）年3月

発行 厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

※本リーフレットは令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）の一環として制作されました。